



※1 調整会議による検討を経て区域計画が合意された実証事業については、同意協議の手続きを踏むことを前提に、関連する道路使用許可、保安基準への適合、航空法の認可・許可等がなされたものとみなすよう、特区法を改正し、必要な規定を置く。

※2 ただし、認可・許可等がなされた後に各法に基づき取られる立入検査、命令等の行政措置については、地方(運輸・航空)局長及び警察署長の固有の権限として、行使されることを前提とする。

※3 現場の判断、若しくは、地方(運輸・航空)局長及び警察署長による命令等によって、区域計画に変更等が必要となる場合に備え、必要に応じ対応に幅を持たせた区域計画の記載ぶりを検討するとともに、変更の生じる可能性が高く、またそうした対応が適切と考えられる記載項目については、あらかじめ特区法省令により軽微な変更事項と定め、総理の認定を不要とし、区域会議を即日持ち回り開催すること等による柔軟な変更が出来るよう配慮することとする。